

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和5年10月20日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 九州(受)第2300138号  
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2300026号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年2月1日から昭和50年1月1日まで

A社には、前職のB銀行退職後すぐに勤務し、請求期間においても昭和50年1月1日とされている厚生年金保険の被保険者資格取得時と変わらない働き方だった。同時期に勤務していた義姉が証言をしてくれる。

請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者は、請求者は昭和48年頃から同社に勤務していた旨回答していることから、期間の特定はできないものの、請求者は、昭和50年1月1日より前に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社に係る閉鎖登記簿謄本等によると、同社は既に解散し、代表取締役も死亡していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格取得年月日の欄には「昭和50年1月1日」と記録されており、請求者の同社に係るオンライン記録と一致している上、同原票の記録が訂正されるなど不自然な形跡もない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300147 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2300027 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 8 月  
② 平成 15 年 12 月  
③ 平成 16 年 8 月

請求期間について賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたと思うが、年金記録に賞与の記録がない。請求期間①、②及び③の賞与記録を認めてほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、A 社は、請求者に係る賃金台帳の保管はなく、請求者に対し賞与を支給したか不明と回答している上、請求者は賞与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間①、②及び③に係る賞与の支給及び当該賞与からの厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、請求者の請求期間①及び②における住所地である B 町が提出した平成 16 年度分（平成 15 年所得分）の課税関係資料並びに請求者の請求期間③を含む平成 16 年所得分に係る課税権を有する C 町が提出した平成 17 年度分（平成 16 年所得分）の同資料に関する回答からは、請求期間①、②及び③において、A 社が請求者に対し賞与を支給したこと及び当該賞与から厚生年金保険料を控除したことを推認できない。

このほか、請求者の請求期間①、②及び③に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。